

本意見は、自由民主党行政改革推進本部デジタル規制改革ワーキンググループ宛に意見提出用の Google Form にて提出

対面や書面・押印での手続きを求める規制・制度の見直しに関して

押印や対面・書面手続等を恒久的に廃止・見直しを行い、関係団体各位の負担軽減の実現に向けて行政手続の改革を進めるためにお聞かせください。(回答〆切：8月31日)

連絡先

所 属： 一般社団法人情報サービス産業協会

氏 名：

メールアドレス：

電 話： 03-5289-7651

手続きに関してお聞かせください

複数ある場合はお手数ですが No. を振るなどしてご回答いただけますと幸甚に存じ上げます。

業務遂行上負担となっている対面手続き／書面・押印手続きの概要

自治体毎に異なる勤務証明書のマイナポータルによる手続き完結化の徹底

保育園の利用に際しては、勤務先が社印あるいは代表者印を押印して作成した勤務証明書を自治体に提出することがもとめられている。

本件については、既に経団連より内閣府規制改革推進会議に要望 (No.86-2,99,137) が提出され(次項①)、マイナポータルによりオンライン申請が可能の旨が回答されているが(同②)、マイナポータルでは、各自治体の HP に掲載されている pdf あるいは Excel 形式のファイルの様式がそのまま入力項目になっており、出力内容を印刷して郵送あるいは対面での提出が要求されている。

また、内閣府の回答(同①)には、「住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討することを事務連絡で依頼した」とあり、内閣府からは「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の大都市向け標準的様式について (通知)」(令和元年8月14日府子本第357号／子保発0814第1号)が県及び政令指定都市の子ども・子育て支援新制度担当部局長宛に通知されている(同③)。しかし、様式を定めた別添2(同④)には押印欄があり、別添1で真正性担保のためと説明されている(同⑤)。

これらに対する自治体側の対応例として江東区を挙げると、そもそも本区のサイトには勤務証明書の作成提出手続きについてマイナポータル利用の説明はなく、独自の様式であることを確認している(同⑥⑦)。このことは、内閣府の調査からも標準様式の利用予定はないとの回答から裏づけられる(同⑧)、その一方で、勤務証明書の提出に関して同区の条例・規則・要綱(同⑨)で根拠となる規定は確認できなかった。

当会は、勤務先の証明に押印や対面による真正性の確認は不要であり、これらはマイナンバーの利用で足りると考える。すなわち、保育園利用者の本人確認は、マイナポータルの利用で足り、本人と勤務先との紐づけは、自治体による住民税の特別徴収(地方税法第 321 条の 4)を通じたマイナンバーの利用で足りるといえる。

本件解決のためには、居住する自治体を問わず、押印・対面手続を不要とするマイナポータルの活用を国民だけでなく、自治体にも徹底させることが必要である。また、マイナポータルについても勤務証明書のような標準様式を設定する場合には、自治体毎に仕様を変えるのではなく、全自治体共通仕様により運用するように改修を図るべきである。

本来、行政手続きに関する届出は 1 回だけで済ませられることが行政コスト・国民負担の観点から望ましい。デジタルデータの管理の一元化と活用の多元化により、届出 1 回は実現可能である。

根拠法令・通達・参照文書（分かる範囲で構いません）

① <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/request/200605request01.pdf>

② <https://app.oss.myna.go.jp/Application/resources/about/index2.html>

③ https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r010814/syurou-yoshik_hoiku.pdf

④

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r010814/betten1.pdf>

⑤

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r010814/betten2.pdf>

⑥ <https://www.city.koto.lg.jp/280308/kodomo/hoiku/ninka/documents/kinnmu.pdf>

⑦

<https://www.city.koto.lg.jp/581111/kodomo/gakko/shuen/shiritsu/documents/shuuroushoumeishoyousiki.xls>

⑧ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s86-b3.pdf>

⑨ https://www.city.koto.lg.jp/reiki-koho/reiki_taikei/r_taikei_02.html

備考

本件は、法令・条例に根拠が存在しないにもかかわらず、自治体それぞれ独自の様式で、押印・書面提出を求め、オンライン申請を不可としている一例に過ぎない。

行政機関の HP からファイルをダウンロードし、所定事項を記入し押印して印刷し、窓口へ提出する、あるいは郵送する手続きは多数存在している。

更に本件は内閣府が措置を講じているにもかかわらず、自治体の現場において引き続き独自様式で書面・押印を要求しているという、問題提起の一例として意見提出させていただいた。